

十四

初期利子

た期平
金と成がをがに(一)外てだにりに座も係
額し二で乗適當の国取し百算つにのる發行
を、十きじ用該算法得す、當該國債を發行
支次二るたを非式人でする者、當該國債を發行
払の年。金受居にである者、當該國債を發行
う算三。式月
たに二十
だより日
、算を
支出支
払し払

(二)
額面金額の総額× $\frac{22}{100} \times \frac{54}{365}$

十一
三二

の経利
払過
込利
み子率

発

発行行
価格日

(一)年十額平す額
む十式は二六面成るのも号に、募・錢金二。
整のによ入額二。數
と規決定の倍
す定算額の金額に
する出額に通
しに加セント
期た通知
日金えを
に額、受
払を次け
い第のた
込二算者

額につ
年十一月
月十九
年十三日
年十六日
年六

二 十 十 十
十 九 八 七 六

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 払 | 者 | 入 | 払 | 元 | 償 | 償 | 後 | 第 |
| 込 | | 札 | 場 | 利 | 還 | 還 | の | 二 |
| 期 | | 参 | 所 | 金 | 金 | 期 | 利 | 期 |
| 日 | | 加 | | 支 | 額 | 限 | 子 | 以 |

毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。平成六年三月二十日額面金額百円につき百円日本銀行

財務大臣から通知を受けた者

平成二十一年十一月十三日

期が銀行休業日に当たるとときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において同じ。）。

額面金額× $\frac{2.2}{100} \times \frac{1}{2}$